

令和5年白老町議会議会運営委員会会議録

令和5年1月16日（月曜日）

開 会 午前10時51分

閉 会 午前11時28分

○会議に付した事件

協議事項

1. 白老町議会の解散に関する決議（案）について
 2. 陳情第1号 白老町議会の自主解散に関する陳情書について
 3. その他について
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	長谷川かおり君
委員	前田博之君	委員	森哲也君
委員	吉谷一孝君	委員	及川保君
副議長	氏家裕治君	議長	松田謙吾君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時51分）

○委員長（小西秀延君） 本委員会の協議事項ですが、1、白老町議会の解散に関する決議（案）について。2、陳情第1号について。その他の前に、3月会議のスケジュールがまだ決定されておりませんので、その協議も含め、3、その他についてで4つとさせていただきます。

それでは、1、白老町議会の解散に関する決議（案）について、本間事務局長説明願います。

○事務局長（本間 力君） それでは、資料1になりますが、本日の議題の1番目、白老町議会の解散に関する決議（案）が本日付で提出されております。決議（案）につきましては、地方自治法第112条及び白老町議会会議規則第8条の規定により提出されたということで、「議会運営委員会において取扱いを協議」となっております。

決議（案）の内容でございますが、提出者、賛成者、決議（案）は記載のとおりでございます。朝の議会運営委員会でもあったとおり、陳情書と同様に、地方公共団体の議会の解散に関する特例法に基づいた決議（案）となっております。2番目で日程を調整していきますが、11日付の陳情書が本日の本会議の中で付託されて、本日付で決議（案）が出されました。昨年3月のウクライナへの軍事侵略に対する決議（案）とか、令和2年の民族共生の決議（案）同様に従来の決議案の流れですと、本会議の日程が決まっている中で追加議案として議会運営委員会で整理というのがこれまでの例なのですが、今回のケースにつきましては議長の招集日程が1月以降まだ決まっていないう中で規則に基づいて提出されたということで、議会運営委員会でこの取扱い等を協議していただく流れとして整理しております。

陳情書と同様の内容ということもありますので、事務局としても慎重に対応していきたいということで手続きを進めてきたつもりでございます。経過も含めて説明は以上でございます。

○委員長（小西秀延君） ただいま事務局長から説明をいただきました。

提出者として補足いたしますが、先ほど議会運営委員会に付託された陳情の件で、理由が同趣旨のものとなっております。投票者である町民の利便性と経費の節減、それプラス町民の関心が高くなることで、最近投票率の低下がよく言われておりますが、投票率の向上にもつながるのではないかとこのことで、この決議（案）を提出しております。朝の議会運営委員会でも若干説明いたしましたが、陳情は町民から提出されているもので、本会議で議会運営委員会へ付託されております。発議のほうは、本会議に出す権利を有して、本会議に上程させていただきたいという思いで、前から代表者の方々、先般は議長、副議長にこのような趣旨でということと説明させていただいた上で、本日提出したものでございます。本会議等どのようにするかということについては、また別段の議会運営委員会で決めたいと思っておりますが、皆さんの会派に持ち帰っていただき、きちんと精査をして議論を重ねていきたいと思っております。皆様のご協力をよろしく申し上げます。質問等があれば受けたいと思っております。

前田委員。

○委員（前田博之君） 委員長が自分で出されていて、そこで裁くのはどうかと思うのですが。それはいいのですか。

○委員長（小西秀延君） 私としては、前にも意見書等の前例がございますので、そのように進めさせていただければと思っております。

前田委員。

○委員（前田博之君） 分かりました。取扱いの問題なのです。内部的なことは会派に持ち帰っているいろいろ検討すると思うのですが、これは決議書では会議規則第8条の規定となっています。内容は決議書ですね、そうすると第12章の意見書等の扱いになるのでしょうか。どちらの扱いになるのかを整理しておかなければ今後の決め方があるし、決議というのは非常に大きな問題なのです。議会の意思を決定するものですから。今回は発議者が二人になっていますが、決議書になると全会一致、議会の全員の意思になってしまう非常に議会全体としての拘束力を持つものですから、その辺をきちんと整理しておかなければ駄目かと思っております。まず今言った部分がどちらの扱いになるかによって、今後の議論、会派に持っていくのかも決まりますので、その辺の扱い方の整理だけはっきりさせておいてください。

○委員長（小西秀延君） 提案者としては、地方自治法で上位法が関連していますので…

先に、本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 前田委員のご指摘の取扱いですが、会議規則第8条に書かれている法第112条の規定のほか、2人以上の者の賛成という扱いも、議長に提出される議案なのですが、白老町は条例もありますので会議条例、会議規則、それから意見書（案）、決議（案）という議案提出になりまして、提出の仕方として会議規則がベースになります。その中で、会議規則に定められている議会運営におきまして、運営上特に定めているものとして運営基準がありますから、第12章が意見書・決議書等の運営の仕方であることが前提になりますが、あくまでこの前提は一般的と言えれば語弊があるかもしれませんが、このような形で「全会派一致となるよう努めなければならない。」と1番に書いてあるとおりです。このような流れで議会運営委員会の中で進めていくことになろうかと思っておりますので、事務局としての手続き上の捉えからすると今申し上げたとおりでありますので、どちらかということではなく、会議規則に沿うことが前提の中で運営基準にのっとって議会運営の協議を進めることになろうかと思っております。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 提出する部分については分かりました。ただ、意見書の提出、これは当然決議書に置き換えられますが、「全会派一致となるよう努めなければならない。」「意見書を提出しようとするときは、会派代表者名で議長に提出する。」となっているのです。私は取扱いの問題を言っているのです。これも議案になりますから確認したのです。

扱いとしては今委員長が言われたように会派に持って行って協議となっていますから、そうすれば個々の扱いになるのです。2人で出していますから。私は決議書としての扱いを今までの先例によってやるべきではないかと言っているのです。だからこの部分は、決議書の第12章

で扱う方法でいくのですねということです。それによって先ほど言った規則の第8条に移っていくのです。そうですね事務局長。手続きの流れはこうなって、最後はこのようになるということを行っているのです。今までのように意見書と決議書は同じ扱いになりますねということです。非常に大きな問題ですから。

○委員長（小西秀延君） 出し方については、本会議で言えば発議は賛成者がいれば提出できることになっております。意見書の場合は、通例会派で出しておりますが、本会議場でそのような形で提出できるという議員の資格がありますので、それにのっとって提出しておりますので、そのような考えで受けていただければよろしいと思います。そのまま提出するのですが、通常議会運営委員会の皆さんがかけるものですから、取扱い上としてそのように提出しておりますので、ご理解いただければと思います。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私は、同時選挙について、今回は別ですが根本的には将来的なもの含めては柔軟なもの考え方を持っているのです。ただ、今出てきたから、この時期だから。

私が言っているのは、議案を出せる権限あります。発議できます。それはいいのです。今言ったように、今までの意見書の扱いの流れでやるのか。それとは別にして、今委員長が言われたように第8条の発議があるから、「私は出します」となるのか。その扱いによって、決議という言葉ということは、議会全員一致の言葉になってしまうから、そこをきちんと議論しなければだめだと言っているのです。否定しているのではないのです。

○委員長（小西秀延君） その点については、先例もございまして意見書等でも議会運営委員会で一致を見なかったときが多数ございます。

ただ、その場合でもこれは会派として、または物によっては個人として、これは議員の権利として提出する権利があるので提出させていただきますと。本会議での採決または決議を尊重しますということで、通常は全会派一致で提出していますが、そのようなやり方で本会議を進めている前例もありますので、提出時点ではそのような手法も考えております。

ただ、皆さんの同意をいただければ大変ありがたいということで、この議会運営委員会に提出させていただいたという流れです。

前田委員。

○委員（前田博之君） 僭越な言い方になりますが、決議というのは提出する側も理解してきていると思うのですが、私はこの議会が意思を形成する過程で、議会の意思を対外的に「私はこのようにします。」と表すものです。そうするとこれは議会の意見ということなのです。議会が議決することなのです。決議だから。そうすると議員それぞれの大きな問題です。決議になってしまうと個人の意見が反映されないのです。決議のここという第12章の手続きの問題。委員長が発議を一人で出すとすれば、決議ではなくて別な形の自主解散に関する発議などと言って、5分の4の同意があれば発議になるから。二人としてそのような発議で出すのなら、委員長が言われたような趣旨になるけれど、決議になると違うでしょうと言っているのです。二人重ねて提出しても思惑2つになっているようなもので、きちんと整理をして議事運営をしてく

ださいと言っているのです。今提出されたものは、この第12章で決議書であったのであれば、会派に持ち帰って協議し、1会派でも駄目だと言ったら上がりませんから、それでいいのですねということです。どのような手続き、どちらを踏むのかということです。

○委員長（小西秀延君） 先ほども少し言いましたが、議長に提出させていただいて、議会運営委員会にかけているのは、これまでと同じ進め方をしていきたいということです。会派の皆さんで揉んでいただきまして全会派一致で出せるのであれば、これは私どもとしてはありがたいことですので、できれば全会派一致で提出させていただきたいと思っております。ただ、そうならない場合、前田委員からもありましたが前例がありますので、本会議に発議をする形もできると認識しております。ただ進め方としては議会運営委員会で、通常の進め方で進めさせていただきますかと思っております。

前田委員。

○委員（前田博之君） 議会運営基準の第12章による従来どおりの意見書・決議書という扱いで、まず会派に諮って議論し、その後に議会運営委員会で全会派一致を見なければ、会議規則第8条にのっとり提出するということですね。そのかわり会議規則第8条にのっとり提出するときには決議ではないですからね。

提出の方法は事務局と相談していただき、決議にはならないと思いますので、自主になりますから。自分たちが出す話ですから。そのような意味での解釈でよろしいですね。そのようなやり方で会派に持って行ってよろしいのですね。

○委員長（小西秀延君） 本会議に提出する形式については再確認して、またそのようになったときには提出します。今ご指摘いただきましたので再調査をしますが、恐らく本会議には発議として提出する形になろうかと思っておりますので、形式はきちんと整えて提出したいと思っております。

ただ、その前にきちんと各会派で話し合ってください、議会運営委員会の場できちんと全会派の一致を見られればという主旨で進めておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

前田委員。

○委員（前田博之君） いろいろ特例法の条文等がありますので、そのようなときはもう一度会派に持ち帰ってから具体的にここでどのような解釈になるかなど議論するということがよろしいですか。

○委員長（小西秀延君） それらを含めて、またこの場で議論したいと思っております。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、各会派に持ち帰っていただき、次回以降でまた協議を進めたいと思っております。

次に、2、陳情第1号の説明を本間事務局長からお願いします。

○事務局長（本間 力君） 先ほど本会議で付託いただきました白老町議会の自主解散に関する陳情書の取扱いでございます。

審査日程ですが、委員長と日程調整をした中で、あまり時間をおきたくないという意向もあ

りましたので、1月18日水曜日の10時、明後日になりますが、この場に参考人をお呼びしまして、願意等を伺うという流れと、陳情書の内容を見ますと経費の問題、利便性等もあって、必要であれば町側の選挙管理委員会、総務課になりますが、説明員として呼んで、町長選挙、町議会議員選挙をそれぞれ単独で行った場合と同時期に行った場合では実際に経費や投票率がどのような状況になるかといった部分を確認するという流れで18日を進めていければということでお諮りさせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 陳情の内容が町長の選挙と絡む内容となっていますので、あまり時間はありませんが、1回で終わろうという考えではないということをお伝えします。まず、陳情者からきちんと説明を受けて、その趣旨を皆さん持ち帰っていただき、改めて議会運営委員会を開催して陳情の取扱いについて慎重に進めたいという考えです。これについて質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、朝の議会運営委員会で3月会議の日程について途中のところがございました。それについて本間事務局長説明をお願いします。

○事務局長（本間 力君） 繰り返しになりますが、骨格予算という形になったとしても地方自治法上の取扱いで当初予算の議会への提出は20日前となっております。議会が平常に動いている場合はその20日前を遵守することになります。従いまして議案説明会の日程がどうしても10日より下ることは好ましくないということになれば、3月9日、10日の日程になるかと思えます。そのようなことで議長とも協議し、A案が一般質問ありで組み立てたもの、予算審査の日程が狂いますと3月27日以降にも質問の検討と質問の作成が物理的に無理だということで、予算審査の資料請求はできない状況として組んだものです。B案が一般質問は少し難しいだろうということで予算審査を入れた中で一般質問がない形の取扱いでございます。

○委員長（小西秀延君） これについて、先ほど言ったとおり執行方針が出ない、予算も骨格予算であることから代表質問は難しいだろうと議長とも協議し、今回は代表質問を削らせていただいております。なおかつ、一般質問も骨格予算の中で行うのはいかがかというご意見もあったのですが、「これだけはやりたい。」という方もいるのではないかということで、協議させていただきます。ご意見があります方は、出していただければと思っております。

森委員。

○委員（森 哲也君） 日程の件についてA案、B案、今初めて見たので会派に持ち帰らせていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 代表質問は理解しました。先般コロナで議会を開かなかつたり、一般質問を定例会ごとしなかつたりと運営方法について疑念を感じています。私の勘違いか分からないのですが、全国議長会などでは特例法をつくって感染症などについては議会を延ばせるのか、一般質問についても見合わせるなど、そのような部分を整理するという記事を読んだこと

があるので、町長の選挙の都合だけで一般質問を省いていいものなのか調べていただけませんか。これは大事なことなのです。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 手元に資料がないのですが、前田委員が言われたとおり同様の趣旨で「努めなさい」という通知が議長会から出ているのは事実です。ただ特例法というより、例えばコロナ禍での参集方法としてオンライン会議形式をとるなどという会議規則を改正してくださいということなど、白老町としてはまだそこまで踏み切ったことが協議できていないところです。今回は執行方針が出せない中での代表質問の取扱いになりますが、一般質問につきましては、あくまで町長がこのような状況にある中で一般質問をやるかやらないかという白老町議会としての判断になりますので、そこを踏まえて「やらない」ということになるのか、「やった方がいい」となるのか。通常としては定例会にそれぞれ皆さんは質問を保証されておりますので、議会運営委員会での協議、判断になると事務局としては捉えております。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 一般質問に立たないということは消極的な考え方です。ただ、今森委員から会派に持ち帰ると、それはいいのです。この日程を見れば2日に一般質問をして、24日に議会が終わることになっていて、B案では20日で終わることになっているけれど、町長選挙の日程はまだ決まっていませんね。いつの予定ですか。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 今日の夕方には選挙管理委員会が開かれて正式に決定されると思うのですが、事務方の想定としては3月5日の日程だと押さえておりますので、ここに3月5日と記載しています。あくまで予定ですのでご留意いただければと思います。

9日、10日に議会で何か問題が起きて開けないことがあれば別なのですが、議会が通常通り動いていれば10日に出すのが法律の趣旨ですので、議案提出は取下げられないのです。あとは日程の組み方だけだと思うのです。ですので、本会議の日程、予算審査特別委員会の日程、議案提出だけであり3月31日まで組むことはやぶさかではないので、そのような部分では決して消極的ではないのですが、これは委員長と正副議長とも協議した中でこのようなパターンで進めさせていただいたという経緯ですので、本会議を何日にするか、予算審査等特別委員会を何日にするかというのは皆さんの協議によって日程は調整いたします。

○委員長（小西秀延君） 大きな懸案が今回いくつか出ておりますので、各会派でこの内容を皆さんにきちんと、議員全員で認知をしていただいて、その上で改めて。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 通常ですと「議会だより」の締め切りが20日頃、そして月末に配付になりますので、締め切りに合わせて予定を組んでいるものですから、最悪予定が組めないということになれば、載せない形にならざるを得ないのかと思います。ただ、18日にも議会運営委員会を開くことになりますので、A案かB案でいいということであれば、あくまで予定になりますが載せるということで、議会だよりの都合で3月会議の日程をご提示させていただ

た経緯ですのでご了承願います。

○委員長（小西秀延君） 今説明がありましたが、会派会議が今日か明日ということになってしまうのですが、18日の議会運営委員会で3月会議の日程について結論が出れば議会だよりに間に合うということですので、そこで検討したいと思いますがいかがでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 案はこれから会派で協議しますが、前段で議会の解散の発議をしていますが、物理的に間に合うかどうかは別にして、もしこれが間に合って、解散が5分の4以上の賛成になったら日程ががらりと変わりますね。

○委員長（小西秀延君） 今は決議されていないので通常の日程で組んでおります。ただそれが可決された場合は、日程を組み直さなければならないと思います。

ただ、決まってからでなければスケジュールも見えてこないもので、想定だけ言いますか。

及川委員。

○委員（及川 保君） 前回の委員会で、正副議長、委員長で出してほしいという話をしたもので、私は全然異論はないのです。今言った決議案の状況の中で、委員長が「それを前提にして決められない。」とおっしゃったとおりでと思うのです。ただ、事務局長が言われているように、議会だよりの締め切りに間に合わせなければいけないというのがあるものだから、この部分でいくと今回は載せない方がいいのではないかと。危険極まりない状況になってしまう。修正の修正、また修正となってしまう可能性もあるので、そのような提案をしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） まだどのようなになるか流動的ですので、もう一度事務局の広報小委員会担当と必要であれば西田委員長とも調整して対応したいと思います。

先ほど想定の話ということで出たのですが、端的に同時選挙ということに仮になった場合は、この3月5日以降に町長から当選証書を受け取った後に会派を決めて、会派代表者会議を開いて、ご承知のとおり初議会の日程で組むような形になりますので、ここでは、議会運営委員会が一度御破算で、会派代表者会議を開けるまでの設定からやり直します。9日、10日の議案提出というのは、恐らくその提出日はずれることになって、当初予算の議決とあとは関連の条例案をどのようにするかということになってくるので、議会事務局としてはまだ想定できておりません。ただ、そのような日程にならざるを得ないかということで、仮にそのような場合は準備していかなければならない状況だと捉えております。

繰り返しになりますが、一度会派の意見はいただきたいところですが、3月会議の日程については改めて、議会だよりに掲載するかしないかも並行して事務局で調整したいと思います。

○委員長（小西秀延君） 及川委員からもご意見をいただきましたが、議会だよりに載せるか載せないかをここで決めるわけにはいきませんので、事務局長から広報小委員会ときちんとお話をさせていただいて決めたいと思います。

ただ、できれば載せたいということで、18日には意見として3月会議の在り方を決めておければと思っておりますので、会派会議等の手配をお願いしたいと思います。

ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、3月会議についてはそのように進めさせていただきます。

4、その他について。本間事務局長からお願いいたします。

○事務局長（本間力 君） 先ほど、2、陳情第1号の審査の日程でお示ししたとおり、明後日になりますが1月18日水曜日10時からこの場で陳情審査を進めたいと思います。

なお、今後の参考人の招致等の手続きになりますが、参考人の都合等ございますので、万一日程が変更した場合は速やかに、時間がないので各委員に個別に私から事前にお伝えしたいと思います。なければ、招集通知と同様に10時からとさせていただきますと思います。

○委員長（小西秀延君） 日程が近いですが、今回は18日ということで、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、ほかにもその他をお持ちの方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

（午前11時28分）